

2022年1月8日 制定

TBS スター育成プロジェクト「私が女優になる日__」 season2 応募規約

株式会社TBSテレビ（以下「TBS」といいます。）は、株式会社田辺エージェンシー、秋元康氏と共同で実施するTBS スター育成プロジェクト「私が女優になる日__」（以下「本プロジェクト」といいます。）について、次のとおり応募規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

（本プロジェクトの目的）

- 第1条 本プロジェクトは、将来我が国を代表する女優として国内外で活躍することが期待される人物を発掘して育成しつつ、同人にデビューの機会を提供し、もって我が国の芸能文化の発展に寄与することを目的とします。
- 2 TBSは、主催者を代表して、本プロジェクトに関する事務を遂行するものとします。

（用語の定義）

- 第2条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。
- (1) 募集要項 主催者が2022年1月8日付で制定し、本プロジェクトの公式HP（https://www.tbs.co.jp/watajo_tbs/entry/）に掲出する募集要項をいいます。
 - (2) 一次審査 主催者が募集要項に記載する日程及び要領により次号の応募者に対して実施する本プロジェクトの第1次審査をいいます。
 - (3) 応募者 募集要項に記載の方法で一次審査に応募した者（次号の推薦者を除きます。）をいいます。
 - (4) 推薦者 募集要項に記載の方法で応募者に代わり一次審査に応募した者をいいます。
 - (5) 応募動画 主催者が一次審査に用いる所定の動画であって、募集要項の定めるところに従い、応募者又は推薦者が作成し、主催者に提出するものをいいます。
 - (6) 二次審査 主催者が募集要項に記載する日程及び要領により一次審査を通過した応募者に対して実施する本プロジェクトの第2次審査をいいます。
 - (7) 三次審査 主催者が別途通知する日程及び要領により二次審査を通過した応募者に対して実施する本プロジェクトの第3次審査をいいます。
 - (8) 番組出演者 三次審査を通過した応募者をいいます。
 - (9) 最終審査 主催者が次号の受賞者を選出する目的で別途通知する日程及び要

領により番組出演者に対して実施する本プロジェクトの最終審査をいいます。

- (10) 受賞者 最終審査を通過した番組出演者をいいます。
 - (11) 育成カリキュラム 主催者が本プロジェクトの目的を達成するために番組出演者に対して実施する一連の演技指導、発声練習、マイム・エチュードその他のレッスン（第13号の本件ドラマに出演するために必要なレッスンを含みます。）をいいます。
 - (12) 番組出演期間 番組出演者が育成カリキュラムに参加する期間をいいます。
 - (13) 本件ドラマ TBSが製作し放送するテレビドラマであって、番組出演者から選抜された者が女優としてデビューすることとなるものをいいます。
 - (14) 本マネジメントチーム 本メンバーをマネジメントする目的で主催者が協議して田辺エージェンシー内に設置する特別マネジメントチームをいいます。
 - (15) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に定められるものをいいます。
 - (16) 個人情報保護方針 主催者が2022年1月8日付で制定し、本プロジェクトの公式HPにおいて公表する個人情報保護方針をいいます。
- 2 前項各号以外の用語の意義は、本規約で特に定めたものを除き、民法（明治29年法律第89号）、著作権法（昭和45年法律第48号）その他の法律の定めるところによるものとします。

（適用範囲）

- 第3条 本規約は、すべての応募者に適用されるものとし、すべての応募者は、本規約の内容を遵守するものとします。
- 2 本規約の規定と本規約外の本プロジェクトに関する説明等とが異なるときは、本規約の規定が優先して適用されるものとします。
 - 3 主催者は、自らの判断により、予告なく任意に本規約の内容を変更することができるものとします。この場合、応募者は、変更後の本規約の内容を遵守するものとします。
 - 4 前項の規定による本規約の変更は、これを本プロジェクトの公式HPに掲出し、又は主催者が適当と認める方法により公表した時から効力を有するものとします。

（応募資格）

- 第4条 本プロジェクトに応募することができる応募者は、次の各号に掲げるすべての条件を満たす者に限られるものとします。
- (1) 2022年4月1日現在で満13歳から満20歳までの女性であること。
 - (2) 日本語でコミュニケーションを取ることができること（ただし、国籍は問い

ません。)

- (3) 最終審査に参加することができること。
 - (4) 本件ドラマの撮影に参加することができること。
 - (5) 一次審査から番組出演期間中にわたり何らの差し障りなく日本国内外のテレビ、新聞、雑誌、Webサイトその他のメディアに出演すること（応募動画等を各種媒体で公表することを含みます。）ができること。
 - (6) 芸能プロダクションに所属していないこと。
 - (7) 主催者の求めに応じて、所定の保護者同意書を提出することができること。
 - (8) 本規約、募集要項及び個人情報保護方針の内容を理解し、かつ、遵守することができること。
- 2 本プロジェクトに応募することができる推薦者は、前項第2号、第5号、第7号及び第8号の条件を満たす者に限られるものとします。
 - 3 応募者及び推薦者は、保護者の同意（個人情報保護方針の内容に関する同意を含みます。）を得たうえで本プロジェクトに応募するものとします。

（募集期間等）

- 第5条 一次審査の応募期間は、2022年1月8日00時00分から2022年1月31日23時59分までとします。
- 2 一次審査は、前項に定める応募期間の開始日から2022年1月31日まで応募動画等により随時行われるものとします。
 - 3 本プロジェクトは、主催者が別途公式HP等において告知する時をもって終了するものとします。

（応募方法等）

- 第6条 応募者及び推薦者は、保護者と共に本規約の内容を確認し、そのすべてに同意したうえで、募集要項に記載の方法により一次審査に応募するものとします。郵送又は持参等による応募は、一切これを受け付けないものとします。
- 2 応募者及び推薦者は、前項の応募が完了した後は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その応募を撤回することができないものとします。
 - (1) 第三者が応募者になりすまし、又は無断で応募したとき。
 - (2) その応募が保護者の同意なく、又は保護者に偽ってなされたものであるとき。
 - (3) その他、前各号に準じる事由が生じたことを証明することができるとき。
 - 3 主催者は、第1項の応募が募集要項、本規約又は法令等に違反してなされたものであると認めるときは、何らの通知催告等を要することなく、いつでも同項の応募を取り消すことができるものとします。この場合、主催者は、その取消しにより応募者若しくは推薦者又は保護者に生じた損害を賠償する責めを負わないもの

とします。

- 4 一の応募者による複数の応募は、一切これを受け付けないものとします。ただし、一の推薦者による複数の応募は、これを妨げません。
- 5 推薦者は、一の応募者につき一名に限られるものとします。
- 6 応募動画等の作成及び提出にかかる一切の費用は、応募者又は推薦者の負担とします。

(応募動画等)

- 第7条 応募者及び推薦者は、所定のエントリーフォームから応募するものとし、これ以外の方法（書類又は写真等の郵送又は持参等を含みます。）による応募は、一切これを受け付けないものとします。
- 2 応募者及び推薦者は、保護者の助言と監修の下、エントリーフォームに所要の事項を記入するものとし、虚偽の情報を申告し、又は他人の文章等を盗用してはならないものとします。
 - 3 応募動画は、次の各号に掲げるすべての条件を満たすものに限られるものとします。
 - (1) 募集要項に定める動画形式、撮影方法等に合致するものであること。
 - (2) 応募者本人のみが出演する動画であること。
 - (3) 応募者本人が所要の事項（氏名、年齢、自己PR等）を述べる内容であること。
 - (4) 前各号のほか、主催者が不適切であると認める内容でないこと。
 - 4 エントリーフォームに記入した内容及び応募動画は各種媒体において公表される場合があるものとし、応募者及び推薦者は、あらかじめこれに同意するものとします。
 - 5 提出が完了した応募動画は、理由の如何を問わず、一切返却されないものとし、主催者は、個人情報保護方針の定めるところに従って、適切な方法によりこれを処理するものとします。

(審査方法等)

- 第8条 主催者は、本プロジェクトの目的に照らし、主催者が委託する審査員（以下「審査員」といいます。）の意見も聴取しつつ、合議により厳正に一次審査から最終審査までの通過者を選定するものとします。
- 2 一次審査の対象は、第6条第1項の規定に従って応募され、かつ、前条第1項から第3項までの規定に適合するものに限られるものとします。
 - 3 二次審査、三次審査及び最終審査の対象者は、それぞれ一次審査、二次審査及び三次審査の通過者に限られるものとします。各審査は、募集要項に定める日程及

び要領又は別途主催者が通知する日程及び要領により実施されるものとします。

- 4 三次審査及び最終審査に参加するために合理的に必要と認められる交通費及び宿泊費等は、原則として、すべて主催者が負担するものとします。
- 5 主催者は、各審査の過程及び結果等に関する応募者、推薦者、保護者又は第三者からの問い合わせには、一切これに応じないものとします。

(番組出演者)

第9条 番組出演者の発表は、2022年3月下旬に本プロジェクトの公式HP等において行われるものとします。

- 2 番組出演者としての権利義務は、前項の発表の時をもって生じるものとします。
- 3 番組出演者が欠けたときは、主催者の判断により、番組出演者に選出されなかった二次審査通過者の中からこれに代わる者を選出するものとします。
- 4 主催者は、番組出演者に対し、育成カリキュラムに参加する機会を提供するものとします。
- 5 育成カリキュラムの日程及び実施要領等は、主催者が別途番組出演者に通知するところによるものとします。
- 6 番組出演者は、育成期間の開始時から本プロジェクトの終了時まで、本マネジメントチームに所属するものとし、本マネジメントチームのマネジメントの下で育成カリキュラムに参加するものとします。
- 7 育成カリキュラムにおける各種レッスンの受講料等は、原則として、すべて主催者又は本マネジメントチームが負担するものとします。その他育成カリキュラムに参加するために必要と認められる費用は、合理的な範囲内に限り、原則として、すべて主催者又は本マネジメントチームが負担するものとします。

(受賞者)

第10条 受賞者の発表は、主催者が別途公表する方法により行われるものとします。

- 2 受賞者は、次条の規定により本件ドラマに出演することができる権利のほか、募集要項に定める賞金を受領する権利を有するものとします。
- 3 受賞者の推薦者は、募集要項に定める賞金を受領する権利を有するものとします。
- 4 受賞者及びその推薦者としての権利義務は、第1項の発表の時をもって生じるものとします。ただし、各賞金を受領する時期及び方法は、主催者が任意に決定するものとします。

(ドラマの出演)

第11条 主催者は、受賞者を本件ドラマに出演させるものとします。ただし、その配役等については、主催者が任意に決定するものとします。

(知的財産権の帰属)

第12条 二次審査から本プロジェクト終了時までの様子は、主催者が任意に収録することができるものとし、応募者、推薦者又は保護者（以下総称して「応募者ら」といいます。）は、これに異議を述べないものとし、

- 2 本プロジェクトへの参加に伴い生じた一切の知的財産権（応募動画および前項の収録映像等にかかる著作権および著作隣接権を含みます。）はTBSに帰属するものとし、TBSは、応募者らの実演・肖像等を何らの制限を受けることなく任意に無償で利用することができるものとし、
- 3 本プロジェクトの特別番組等及び本件ドラマにかかる著作権その他の知的財産権は、TBSに帰属するものとし、

(禁止行為)

第13条 応募者らは、第6条第1項に定める応募の時をもって、本規約のすべての内容に同意したとみなされるものとし、

- 2 応募者らは、次の各号に掲げる行為をしてはならないものとし、
 - (1) 本プロジェクトの運営を妨害する行為又はそのおそれのある行為
 - (2) 本プロジェクトを利用した営業活動若しくは営利を目的とする行為又はその準備行為
 - (3) 選挙活動又はこれに類する行為その他政治若しくは宗教に関する行為
 - (4) 犯罪若しくは犯罪に結びつく行為又はそのおそれのある行為
 - (5) 公序良俗に反する行為
 - (6) 主催者、審査員又は第三者の名誉又は信用を毀損する行為
 - (7) 虚偽の申告又は届出をなす行為
 - (8) 主催者、審査員若しくは第三者の財産若しくは人格権等を侵害する行為又はそのおそれのある行為
 - (9) 主催者又は第三者に不利益若しくは損害を与える行為又はそのおそれのある行為
 - (10) 本規約又は募集要項に違反する行為又はそのおそれのある行為
 - (11) 日本国内外の法律若しくは法令に違反する行為又はそのおそれのある行為
 - (12) 前各号のほか、主催者が特に不適切であると認めた行為

(地位の喪失)

第14条 応募者らに前条第2項各号のいずれかに該当する行為があったと主催者が認めた場合は、当該応募者らは、何らの通知催告等を要することなく、本プロジェクトの応募者らとしての地位を喪失し、本規約に基づく権利を失うものとし、一

定の期間にわたり連絡を取ることができなくなった場合又は本プロジェクトの目的に照らして相応しくない行動等があった場合（過去に当該行動等があったことが判明した場合を含みます。）についても、同様とします。

- 2 前項の規定は、主催者の当該応募者らに対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
- 3 番組出演者又は受賞者が第1項の規定によりその地位を喪失したときは、育成カリキュラムに参加し、賞金（推薦者に対する賞金を含みます。）を受領し、及び本件ドラマに出演する権利も、自動的に消滅するものとします。

（個人情報の取扱い）

第15条 番組出演者及び受賞者（これらの推薦者を含みます。）の個人情報のうち、氏名、年齢及び肖像等については、本プロジェクトの公式HP、LINE、YouTubeのその他のUGCサイトの公式チャンネル、Twitterその他のSNSの公式アカウント及び本プロジェクトに関する特別番組等において公表し、又はマスメディア等に提供のうえ公表されるものとし、当該番組出演者及び受賞者は、あらかじめこれに同意するものとします。

- 2 前項に定めるもののほか、応募者らの個人情報の取扱いに関する事項については、個人情報保護方針の定めるところによるものとします。

（延期又は中止等）

第16条 主催者は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、自らの判断により、予告なく本プロジェクトの全部又は一部を一時停止し、延期し、又は中止することができるものとします。

- (1) 天災地変（火災、地震、津波、竜巻、洪水、隕石、落雷、輸送機関又は通信回線の事故等を含みますが、これらに限定されません。）、悪疫流行（新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を含みます。）、法令改正、行政措置（政府又は地方自治体が発出する緊急事態宣言等を含みます。）、労働争議その他の主催者の責めに帰することのできない不可抗力の事由が生じたとき。
- (2) 本プロジェクトを実施するための施設、設備、装置、システム等の保守点検若しくは更新を定期的に又は緊急に行うとき。
- (3) 本プロジェクトを実施するためのシステムの拡張、メンテナンスその他当該システムを維持し、又は管理する目的でサーバ等の設備の全部又は一部を停止させるとき。
- (4) 前号のシステム上若しくはサーバ等の設備の維持運営上何らかの不具合又は障害が生じたとき。
- (5) その他、本プロジェクトの運営上の都合又は不測の事態により、本プロジェ

クトの一時停止、延期又は中止が必要であると主催者が判断したとき。

- 2 主催者は、前項の規定に基づく本プロジェクトの一時停止、延期又は中止により応募者らに生じた不利益及び損害については、その事由の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。

(免責事項)

- 第17条 応募者らは、主催者に申告した情報に変更が生じたときは、速やかにその旨を主催者に通知するものとします。この通知を怠ったことにより応募者らに生じた不利益及び損害については、主催者は、これを賠償する責めを負わないものとします。
- 2 主催者は、番組出演者に対し、次の各号に掲げる事項を保証しません。
 - (1) 番組出演者の全員が本件ドラマに出演できること。
 - (2) 本プロジェクトの終了後も本マネジメントチームの所属を継続できること。
 - (3) 本プロジェクトの終了後に芸能プロダクションに所属できること。

(損害賠償責任)

- 第18条 応募者らは、本プロジェクトへの参加に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、自らの責任と費用負担によりこれを処理解決し、主催者に一切の迷惑損害を及ぼさないものとします。
- 2 応募者らが本規約に違反し、又は不正若しくは違法行為によって主催者に損害を及ぼしたときは、主催者は、当該応募者らにその賠償を請求することができるものとし、当該応募者らは、異議なくこれに応じるものとします。

(譲渡禁止特約)

- 第19条 応募者らは、主催者の事前の承諾を得ることなく、本規約に基づく権利義務並びに応募者らの地位を第三者に譲渡し、貸与し、再許諾し、承継させ、又は担保の用に供してはならないものとします。

(無効規定の分離)

- 第20条 本規約のいずれかの規定が日本国内外の法令等により無効とされた場合においても、その無効とされた規定（以下「無効規定」といいます。）は、本規約の残余の規定（以下「残余規定」といいます。）に一切影響しないものとします。この場合、無効規定は、残余規定の有効性を損なわず、又は無効にしないものとし、残余規定は、全面的に有効なものとして存続するものとします。

(使用言語、準拠法及び合意管轄)

- 第21条 本プロジェクトは、日本国内において日本語で実施されるものとします。
- 2 本規約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。
 - 3 本規約、募集要項又は本プロジェクトに関し、主催者と応募者らとの間で生じた一切の紛争については、訴額に応じて、東京簡易裁判所（本庁）又は東京地方裁判所（本庁）を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、当該裁判所においてこれを解決するものとします。

（発効日）

第22条 本規約は、2022年1月8日より効力を生じるものとします。

以 上